

平成22年1月29日

株 主 各 位

更生会社 株 式 会 社 日 本 航 空
更生会社 株式会社日本航空インターナショナル
更生会社 株 式 会 社 ジ ャ ル キ ャ ピ タ ル
管 財 人 株 式 会 社 企 業 再 生 支 援 機 構
管 財 人 片 山 英 二

株主各位へのお知らせ

平成22年1月19日付、当社の会社更生手続開始決定に伴い、東京地方裁判所より、会社更生法第43条3項及び第85条4項の規定に基づく通知が発せられましたので、お知らせいたします。

以上

事件番号 平成22年(ミ)第1号 会社更生事件
更生会社 株式会社日本航空
(東京都品川区東品川二丁目4番11号)
事件番号 平成22年(ミ)第2号 会社更生事件
更生会社 株式会社日本航空インターナショナル
(東京都品川区東品川二丁目4番11号)
事件番号 平成22年(ミ)第3号 会社更生事件
更生会社 株式会社ジャルキャピタル
(東京都品川区東品川二丁目4番11号)

平成22年1月25日

株主各位

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 手嶋健一郎
同 石井晃

通 知 書

頭書事件について、当裁判所は、平成22年1月19日午後5時30分、会社更生法による更生手続を開始しましたので、同法43条3項、85条4項の規定により通知します。

記

- 1 更生手続開始の決定の主文
上記3社について更生手続を開始する。
- 2 管財人の名称及び氏名
株式会社企業再生支援機構
片山英二
- 3 更生債権等の届出をすべき期間
平成22年3月19日まで
- 4 更生債権等の調査をするための期間
平成22年5月10日から平成22年5月24日まで
- 5 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べるができる期間
平成22年2月19日まで
- 6 更生会社の財産の所持者は、その財産を更生会社（従前の代表取締役）に交付してはならない。その財産の交付は、管財人又は管財人の指定する者に対してするものとする。
- 7 更生会社に対して債務を負担する者は、その債務を更生会社（従前の代表取締役）に弁済してはならない。その債務の弁済は、管財人又はその指定する者に対してするものとする。

以上

(注意)

管財人の選任に関する意見について

- 1 更生会社，更生債権者等，株主等は，平成22年2月19日までに，管財人の選任について書面により意見を述べることができます。
- 2 管財人の選任についての意見を記載した書面の提出先は，「〒100-8920 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 東京地方裁判所民事第8部 更生会社株式会社日本航空 外2社係」です。

ご不明な点がありましたら，下記の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

更生会社 株式会社日本航空外2社

住 所 〒140-8605 東京都品川区東品川二丁目4番11号

電話番号 03-5460-6600

(株式会社日本航空 株主デスク)

受付時間 9:30-18:00/土日祝・年末年始を除く)

(裁判所への直接のお問い合わせはできるだけご遠慮くださるようお願い申し上げます。)